

地方税財源の充実確保を求める意見書

今日の地方財政は、社会保障関係費の自然増や防災・減災事業、地域活性化等の課題に対応するために必要な財源が年々増加していることなどにより、行財政改革の努力にもかかわらず巨額の財源不足が生じている。

市町村をはじめとする地方自治体は、住民に最も身近なところで福祉、医療、介護、教育、消防、清掃など住民生活に直結した広範な行政サービスを担っており、その財政需要は今後も増加し続けるものと見込まれている。

とりわけ、住民の安全・安心な生活を守るため、老朽化した道路・橋、学校施設等の改修など喫緊の課題も抱えており、それらに対応するためには安定的な地方税財源の確保が不可欠である。

よって、国会及び政府においては、地方行政の現場の実情を十分に踏まえて地方税財源の充実強化を図るべきことから、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 地方単独事業を含む社会保障関係費の増加などの地方財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保し、恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定税率の引き上げ等により対応するとともに、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の機能を強化すること。
- 2 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本として、当面、税源移譲により国と地方の税源配分を「5：5」とし、償却資産課税の現行制度堅持をはじめとする固定資産税の安定的確保など、地方税源の充実確保を図ること。
- 3 地方財政計画における歳出特別枠については、地域の疲弊が深刻化する中、雇用対策、地域経済の活性化等の観点から措置されたものであることや、別枠加算については、地方の巨額の財源不足に対応するために設けられたことを踏まえ、国の歳出削減を目的とした一方的な減額は行わないこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年（2013 年）11 月 28 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣
（提出者）全議員